



Accredited
School

KINOSHITA AVIATION CONSULTANTS
Website: <http://www.airtransport-tozai.com>

DGR 第 5 1 版 2 0 1 0 年 1 月 1 日 発 効

NOTICE 通 知 2 0 0 9 年 1 2 月 2 2 日 掲 示

IATA 危険物規則書を使用される方は 2010 年 1 月 1 日から有効となる第 51 版の内容に次のとおりの変更があるので留意して下さい。変更点や改訂点は二重取り消し線を入れたり、網掛けをしたり、アンダーラインをして目立つようにしてあります。

業界からの要請により、包装基準 650 に示されている輸送物の個数を AWB に記載する要件は 2010 年では必須でなく、勧告に変更されます。輸送物の個数を AWB に記入する要件は 2011 年 1 月 1 日からは必須に変わります。

従って、DGR 464 ページの包装基準 650 の終りから 3 番目のパラグラフに書かれている文章は下記のように読み直して下さい。

☞ もしエアウェービルを使用する場合は、“Nature and Quantity of Goods” 欄には “UN3373” と “BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B” の文字、並びに包装物の個数が記載されていなければならない。追加して、輸送物の個数が併記されていることが望ましい。

DGR 610 ページのパラグラフ 8.2.3 の下にある Note (注釈) も下記のように変更します。

8.2.3 荷送人の危険物申告書が不要の場合

危険物について危険物申告書が不要の場合は、エアウェービルの “Nature and Quantity of Goods” 欄に下記の情報が記入されていなければならない。情報の記入の順序は任意であるが、下記の順序が望ましい。

- ・ **UN1845**
- ・ 正式輸送品目名 (**Dry ice** もしくは **Carbon dioxide, solid**)
- ・ **9 (Class** という言葉が数字の **9** の前についても差し支えない)
- ・ 包装容器の個数、並びに
- ・ 個々の容器に収納されているドライ・アイスの純重量

Note:

For UN 3373, it is only necessary to show the text “BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B” and “UN 3373” and the number of packages, although it is recommended that the number of packages also be shown. For Radioactive Material – Excepted Packages, see DGR 10.8.6.3.

Note: (注釈)

UN 3373 については、“BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B” の文言と “UN 3373” と包装物の個数を表示するだけでよい。ただし、包装物の個数も併せて表示されることが望ましい。適用除外放射性物質(微量の放射性物質)については、DGR 10.8.8.3 を参照すること。

以 上